

令和5年5月25日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官

令和4年(行コ)第94号 損害賠償請求義務付け(住民訴訟)請求控訴事件(原
審・甲府地方裁判所平成29年(行ウ)第6号)

口頭弁論終結日 令和5年3月23日

5

判 決

10

15

20

25

5

主 文

- 1 本件控訴を棄却する。
- 2 控訴費用及び当審における補助参加によって生じた費用は控訴人の負担とする。

10

事 実 及 び 理 由

第1 控訴の趣旨

- 1 原判決を取り消す。
- 2 被控訴人は、補助参加人に対し、山梨県に364億1161万9566円を支払うよう請求せよ。
- 3 訴訟費用及び補助参加によって生じた費用は被控訴人の負担とする。

15

第2 事案の概要等

1 事案の概要

本件は、山梨県の住民である控訴人が、山梨県と補助参加人との間で締結された県有地に係る賃貸借契約が地方自治法237条2項に違反し無効であると主張して、同法242条の2第1項4号に基づき、山梨県の執行機関である被控訴人に対し、県有地を占有している補助参加人に対し損害賠償請求又は不当利得返還請求として364億1161万9566円を山梨県に支払うよう請求することを求める住民訴訟である。

20

原審が本件訴えを不適法であるとして却下したため、これを不服とする控訴人が本件控訴をした。

25

- 2 前提事実、争点及び争点に関する当事者の主張は、後記3において当審にお

東京高等裁判所

ける控訴人及び被控訴人の主張を付加するほか、原判決の「事実及び理由」の第2の1ないし3（原判決2頁22行目～27頁15行目）に記載のとおりであるから、これを引用する。ただし、原判決3頁1行目の「17日以降」の後に「平成31年2月16日まで」を加え、原判決17頁24行目及び23頁10行目の「差額分配法」をいずれも「差額配分法」に改める。

3 当審における控訴人及び被控訴人の主張（以下、略語等は特記しない限り原判決の例による。）

(1) 争点(2)（住民監査請求が前置されているか）について

ア 控訴人

「真正怠る事実」を対象とする請求から「当該行為」又は「不真正怠る事実」を対象とする請求に訴えを変更した場合において、両請求に係る監査請求の対象及び内容が実質的に同一である場合に、訴えの変更後の請求について監査請求の前置を否定できるのは、「真正怠る事実」に対してされた監査請求の時点で、その監査請求を「当該行為」又は「不真正怠る事実」に対する監査請求として構成していたとすれば、監査請求期間の制限を徒過していた場合（法が「当該行為」に対する監査請求について期間制限を設けた趣旨が没却される場合）に限られると解すべきである。

本件では、本件監査請求において旧契約の賃料が適正であるか否かについて監査されていたから、本件訴えの変更後の請求（以下「本件4号請求」という。）は旧契約についても実質的にみて監査を経ていたといえるし、また、本件監査請求（平成29年8月4日）の時点で、旧契約につき、その監査請求の対象を、本件4号請求の内容に即して、違法・無効な賃貸借契約の締結及び履行（による請求権の不行使）と構成していたとしても、その監査請求期間の始期は旧契約の終期（平成29年3月31日）であり、1年の期間制限を徒過していなかった（期間制限の潜脱を容認する不都合は生じない）から、本件4号請求について、監査請求の前置が

あったと認めるべきである。

イ 被控訴人

本件については、平成28年12月に公刊された雑誌記事で初めて旧契約の詳細な経緯が記述されて旧契約に疑義が呈され、平成29年3月に開催された山梨県の森林協議会で旧契約の問題点が議論されており、控訴人は、同森林協議会で議論がされるまでは、相当の注意力をもって調査しても、客観的にみて監査請求をできる程度に旧契約の問題点を知ることができなかつたから、本件監査請求（平成29年8月4日）の時点で旧契約につきその監査請求の対象を本件4号請求の内容に即して構成していた場合の監査請求期間の制限の徒過については、地方自治法242条2項ただし書の「正当な理由」がある。

(2) 争点(4) (本件訴えにつき訴えの利益があるか) について

ア 控訴人

本件4号請求で山梨県が補助参加人に対して有するとしている364億1161万9566円の請求権（以下「本件請求」という。）のうち、山梨県が別件反訴で補助参加人に請求している部分（9.3億2277万0301円、以下「別件反訴請求部分」という。）を除いた部分（以下「別件反訴請求外部分」という。）について、山梨県は補助参加人に対し何らの請求もしていないから、少なくとも別件反訴請求外部分については訴えの利益がある。

イ 被控訴人

山梨県が別件反訴請求外部分について補助参加人に対する別訴提起や別件反訴での請求の拡張を行うためには山梨県議会の議決を要するところ、控訴人が本件訴訟で別件反訴請求外部分について請求認容判決を得た場合は、被控訴人は議会の議決の有無にかかわらずその別訴提起や別件反訴での請求の拡張を義務付けられるから、本件訴えには訴えの利益がある。

第3 当裁判所の判断

1 当裁判所も、本件訴えは不適法であるから却下すべきものと判断する。その理由は、後記2において当審における控訴人及び被控訴人の主張に対する判断を付加するほか、原判決の「事実及び理由」の第3の1～6（原判決27頁17行目～43頁12行目）に記載のとおりであるから、これを引用する。ただし、原判決32頁13行目及び21行目の「3月31日」をいずれも「3月30日」に改め、42頁14行目の「請求の」の後に「請求認容の」を加える。

2 当審における控訴人及び被控訴人の主張に対する判断

(1) 争点(2)（住民監査請求が前置されているか）について

ア 控訴人は、本件監査請求と本件4号請求に係る監査請求は、監査の対象及び内容が実質的に同一である旨や、本件監査請求で旧契約の賃料が適正であるか否かについて監査されていたから、本件4号請求は旧契約についても実質的にみて監査を経ていた旨を主張する。

しかしながら、旧契約に関する本件4号請求は、旧契約が地方自治法237条2項に違反し無効であることを理由とするものであるから、これが住民監査請求の前置を経たといえるためには、その監査において、旧契約の締結行為という財務会計行為が同条項に違反し、その結果旧契約が無効であるか否かについて、監査委員の判断がされることを要するものと解される。本件監査請求では、その判断が必要ではなく（被控訴人が講ずべき賃料の増額措置を怠ったか否かを判断すれば足りる）、本件監査請求に係る監査結果（甲8の2）を見ても、旧契約の締結行為が地方自治法237条2項に違反し、その結果旧契約が無効であるか否かについての判断がされていたとはいえない。

したがって、控訴人の上記主張は、当を得たものといえない。

イ(ア) また、控訴人は、本件監査請求（平成29年8月4日）の時点で、旧契約につき、その監査請求の対象を、本件4号請求の内容に即して、違

法・無効な賃貸借契約の締結及び履行（による請求権の不行使）と構成していたとしても、その監査請求期間の始期は旧契約の終期（平成29年3月31日）であるから、1年の期間制限を徒過していなかった（期間制限の潜脱を容認する不都合は生じない）旨を主張する。

5 5
しかしながら、上記アのとおり、旧契約について本件4号請求に前置されるべき監査請求の対象は、旧契約の締結行為であって、旧契約の履行行為であるとは解されないから、本件監査請求（平成29年8月4日）の時点で旧契約につきその監査請求の対象を本件4号請求の内容に即して構成していた場合の監査請求期間の始期は、旧契約の締結日（平成9年4月1日）であって、旧契約の終期（平成29年3月31日）であるということとはできない。

10
イ）この点に関し、被控訴人は、平成29年3月に山梨県の森林協議会で旧契約の問題点が議論されるまでは、控訴人はその問題点を知ることができなかったから、本件監査請求（平成29年8月4日）の時点で旧契約につきその監査請求の対象を本件4号請求の内容に即して構成していた場合の監査請求期間の制限の徒過については、地方自治法242条2項ただし書の「正当な理由」がある旨を主張する。

15
20
25
しかしながら、証拠（甲9の1～5、乙17、20、42）及び弁論の全趣旨によれば、本件土地については、平成19年8月14日頃から同年12月19日頃までの間、山梨県が補助参加人に対し随意契約で約80年間にわたり山中湖の南側にある約300ヘクタールの別荘用地を近隣の別荘用地の評価額の約3分の1である、独自に試算した評価額をもとに算出した賃貸料で貸している旨や、この件に関連して森林総合利用協議会が平成19年12月18日に甲府市内で開かれた旨が、新聞報道されていたこと、上記森林総合利用協議会（平成19年度第6回）に係る会議録及び配付資料（本件土地に係る面積、貸付料年額、平方メー

トル当たりの単価及び当初貸付日等が記載されているもの)は、平成20年2月頃、山梨県のホームページで公表されていたこと(被控訴人の令和5年3月16日付け被控訴人控訴審第3準備書面)の各事実が認められる。

5 上記認定事実によれば、控訴人は、遅くとも平成20年2月頃には、相当の注意力をもって調査すれば客観的にみて旧契約の締結について監査請求をするに足りる程度にその存在及び内容を知ることができたというべきであるから、本件監査請求(平成29年8月4日)の時点で旧契約につきその監査請求の対象を本件4号請求の内容に即して構成していた場合の監査請求期間の制限の徒過について、上記「正当な理由」があるとは認められない。

10 (ウ) そうすると、控訴人は、本件監査請求の時点で、旧契約につき、その監査請求の対象を、本件4号請求の内容に即して、地方自治法237条2項に違反して無効な旧契約の締結(による請求権の不行使)と構成していたとすれば、1年の監査請求期間の制限を徒過していたのであるから、本件4号請求の旧契約に係る部分について適法な住民監査請求の前置があったと認めることは、監査請求期間の制限の潜脱を容認する結果となり、相当といえない。

15 ウ したがって、前記第2の3(1)の控訴人及び被控訴人の主張は、いずれも採用できない。

20 (2) 争点(4)(本件訴えにつき訴えの利益があるか)について

ア 控訴人は、本件請求のうち、山梨県が別件反訴で補助参加人に請求している別件反訴請求部分を除いた別件反訴請求外部分については、山梨県は補助参加人に対し何らの請求もしていないから、少なくとも別件反訴請求外部分については訴えの利益がある旨を主張する。

25 しかしながら、後掲各証拠及び弁論の全趣旨によれば、①被控訴人は、

補助参加人が被控訴人を補助するため補助参加している本件訴訟において、本件請求（平成13年7月9日から令和3年7月8日までの期間に係る山梨県の補助参加人に対する不法行為に基づく損害賠償請求権又は不当利得返還請求権）の請求原因をいずれも認めていること（被控訴人の令和3年9月13日付け被告準備書面16）、②補助参加人は、別件訴訟（令和3年3月提起）の本訴請求の中で、別件反訴請求外部分の債務を負っていないことの確認を求め、山梨県はその全部を争っていること（丙54の1、2、丙55）（なお、令和4年12月20日に言い渡された別件訴訟の第1審判決においても、別件反訴請求外部分の債務について、その不存在に争いがないとして確認の利益が否定された部分はない。）、③山梨県は、別件反訴（令和3年7月提起）において、さしあたり、本件請求を超える額（365億0091万2636円）の一部請求として、補助参加人に対し、別件反訴請求部分の請求をしていること（乙116、丙55）、④山梨県が別件反訴の反訴請求を上記のとおり明示的一部請求とした理由は、主として貼用印紙額が高額となることを避けるためであり、その一部請求の対象を、不法行為に基づく損害賠償請求につき平成13年7月9日から平成15年7月8日まで、不当利得返還請求につき平成23年7月9日から平成25年7月8日までとしたのは、主として消滅時効等を考慮したためであること（被控訴人の令和4年9月5日付け被控訴人控訴審第1準備書面）、⑤補助参加人と山梨県との間に係属している別件訴訟において、本件請求の全てに係る債権債務の存否が審理と判断の対象になっていること（丙55）の各事実が認められる。

上記認定事実によれば、本件訴訟で控訴人の求めている内容は全て実現したものといえるから、本件訴えについて訴えの利益を認めることはできない。

イ 被控訴人は、山梨県が別件反訴請求外部分について補助参加人に対する

別訴提起や別件反訴での請求の拡張を行うためには山梨県議会の議決を要するところ、控訴人が本件訴訟で別件反訴請求外部分について請求認容判決を得た場合は、被控訴人は議会の議決の有無にかかわらずその別訴提起や別件反訴での請求の拡張を義務付けられるから、本件訴えには訴えの利益がある旨を主張する。

しかしながら、地方自治法242条の2第1項4号の訴訟の認容判決で普通地方公共団体の執行機関等が義務付けられるのは、損害賠償又は不当利得返還の請求をすることであり、普通地方公共団体の長は、一般に、裁判外でその請求をして履行がされないときは、上記訴訟の認容判決がなくても、債権管理の一般原則に従い、訴訟手続による履行請求の措置をとらなければならないのであるから（地方自治法施行令171条の2第3号）、普通地方公共団体の執行機関等に提訴を義務付けるという点に上記訴訟の訴えの利益を見いだすことは困難である。

そうすると、補助参加人に対する別訴提起等のための議会の議決が不要になることを理由に本件訴えに訴えの利益がある旨をいう被控訴人の主張は、採用することができない。

(3) 控訴人及び被控訴人のその他の主張も、上記1の判断を左右するものとはいえない。

3 以上によれば、本件訴えは不適法であるから却下すべきであるところ、これと同旨の原判決は相当であり、本件控訴は理由がないから棄却することとして、主文のとおり判決する。

東京高等裁判所第10民事部